

第2期南知多町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
南知多町

計画策定の背景

核家族化が進み、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

計画策定の趣旨

本町においては、『子ども子育て支援法』に基づき平成 27 年 3 月に『南知多町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

この度、『南知多町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第 2 期南知多町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、町の各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、南知多町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

計画の期間

本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とします。

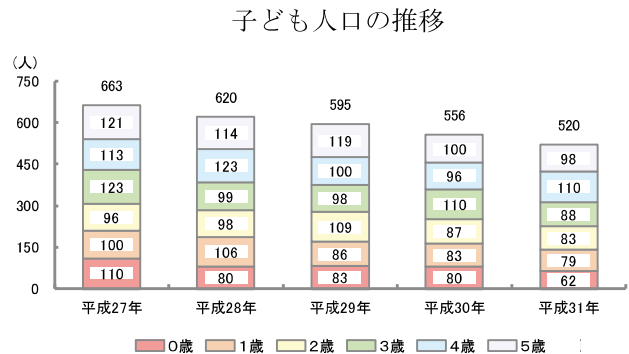


南知多町の状況

(1) 人口の状況

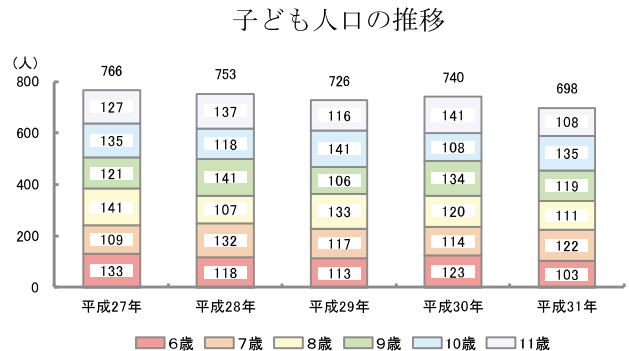
① 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で520人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



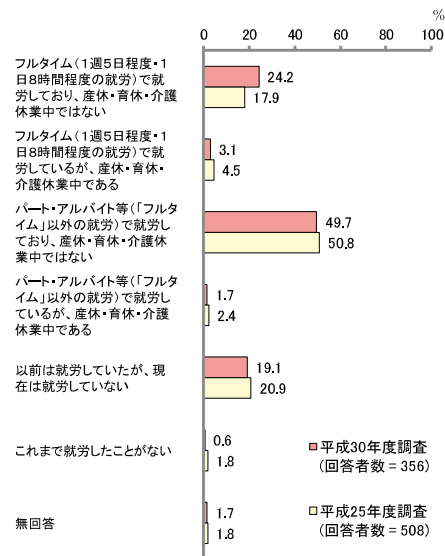
② 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で698人となっています。特に他の年齢に比べ、6歳と8歳の減少率が高くなっています。



(2) 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が49.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.2%、
「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が19.1%となっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。



施策の体系

[基本理念] [基本目標] [施策項目] [事業]

みんなで
かがやかそう
子どもの笑顔

1 子育て支援
サービスの
充実

子育て支援
サービスの
充実

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①放課後児童健全育成事業
- ②子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]
- ⑤利用者支援事業
- ⑥妊産婦に対する健康診査
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑩多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

2 母と子の
健康づくり

母と子の健康
の保持・増進

【母子健康推進に係る事業】

- ①妊婦・乳幼児健康診査 ②育児相談 等

【子育て支援に係る事業】

- ①産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

3 保育・教育
の環境づくり

1 教育・保
育の一体
的な提供
の推進

【教育・保育】

- ①1号認定（認定こども園及び幼稚園）
- ②2号認定（幼稚園）
- ③2号認定（認定こども園及び保育所）
- ④3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）[0歳]
- ⑤3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）[1・2歳]

2 保育所と小
学校、中学
校との連携
の推進

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①時間外保育事業
- ②一時預かり事業
- ③病児・病後児保育事業
- ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[就学児]

4 子育てと
仕事両立
できる環
境づくり

労働者の職業
生活と家庭生活
との両立に必要
な雇用環境の整
備に関する施策
との連携

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

- (2) 働きやすい職場環境の整備

5 社会全体
で、質の高
い教育・保
育や子育て
支援の提供

要保護児童等
へのきめ細や
かな対応

- (1) 児童虐待防止対策の充実

- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (3) 障がい児施策の充実等

- (4) 子どもの貧困対策

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

第1期南知多町子ども・子育て支援事業計画では、南知多町次世代育成支援行動計画の『みんなでかがやかそう 子どもの笑顔』を基本理念として継承し、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せをめざして、関連施策等の取り組みを進めてきました。

本計画においても、これまで実施してきた各種施策をさらに推進するために、「みんなでかがやかそう 子どもの笑顔」の理念を引き継ぐとともに、計画の基本的な目標をさらに明確に反映し、これからの南知多町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。

基本目標1 子育て支援サービスの充実

基本施策（1）子育て支援サービスの充実

○地域子育て支援拠点事業

現在実施しています。

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所として「子育て支援センターおひさま」を開設しています。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和6年度までの取り組み

地域の子育て支援を総合的に推進していく子育て支援事業として継続していきます。必要な職員の確保を図り、ニーズに応じた事業を実施します。

○放課後児童健全育成事業

現在実施しています。

「うみっこ児童クラブ」・「豊浜放課後児童クラブ」にて保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に安全・安心な居場所を提供しています。

令和6年度までの取り組み

うみっこ放課後児童クラブについて、豊浜放課後児童クラブと同様、学校の余裕教室等を活用して、子どもが安心して活動できる場の確保に努めます。

○子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

現在実施していない事業です。

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織です。

令和6年度までの取り組み

ニーズ量を考慮して、需要の動向を見ながら実施を検討していきます。

○乳児家庭全戸訪問事業

現在実施しています。

「赤ちゃん訪問事業」として、生後およそ2か月目に保健師が訪問します。乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけています。

令和6年度までの取り組み

里帰りなどで遠隔地に滞在している場合は、滞在先の市町村に訪問を依頼する等の方法で、できるだけ母子の状況を把握するよう努めます。
産科医療機関から、母子連絡表で支援の依頼がある家庭については、早期に訪問し、要望に応じて柔軟に対応を検討します。



○養育支援訪問事業等

現在実施しています。

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行っています。

令和6年度までの取り組み

妊娠届出時から早期に発見をし、成長過程において切れ目のない支援ができるように努めます。



基本目標2 母と子の健康づくり

基本施策（1）母と子の健康の保持・増進

○妊産婦健康診査

現在実施しています。

母子保健法第13条に基づき、妊産婦及び胎児の健康増進、妊産婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行っています。

令和6年度までの取り組み

妊婦健診14回、産婦健診1回の補助券を母子健康手帳と同時に発行します。今後も妊娠時期に応じた健診の受診についての保健指導を行っています。



基本目標3 保育・教育の環境づくり

基本施策（1）教育・保育の一体的な提供の推進

○教育・保育の一体的な提供の推進

現在実施していません。

町内に幼稚園や認定こども園がないため、美浜町の広域入所見込み数を提供量としています。しかし、教育ニーズが増加し、提供量が大幅に不足しています。

令和6年度までの取り組み

保育所を認定こども園に変更するかの検討をしていきます。1号認定の児童については、当面の間は保育所での特別利用保育で対応します。



基本施策（２）保育所と小学校、中学校との連携の推進

○時間外保育事業

現在実施しています。

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施しています。

令和6年度までの取り組み

保護者の利用ニーズに沿った延長保育事業を、希望する施設で提供を受けられるように必要な職員の確保に努め、適正な実施に努めます。

○一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム就労、育児のリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、一時的に預かる事業です。

①一時預かり事業（幼稚園）

現在実施していない事業です。

令和6年度までの取り組み

町内には、幼稚園や認定こども園がなく確保が困難ですが、今後ニーズがあれば他市町の施設を利用できるように対応していきます。

②一時預かり

（保育所、その他の場所での一時預かり）

現在実施しています。

令和6年度までの取り組み

現在一般型と定員余裕型として2か所で実施しています。今後地域の特性・ニーズ量を考慮して適正な職員配置に努め、継続していきます。

○病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

現在実施していない事業です。

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

令和6年度までの取り組み

現状では、町内での実施は困難であるため、需要の動向も見ながら現に実施している町外の施設と連携を図るなど、広域的な利用が円滑にできるよう検討します。



基本目標４ 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策（１）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

今後進めていきます。

仕事と生活の調和の実現については、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があります。

令和6年度までの取り組み

啓発のみではなく、働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

○働きやすい職場環境の整備

今後進めていきます。

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりが必要です。

令和6年度までの取り組み

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

基本目標 5 社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

基本施策（１）要保護児童等へのきめ細やかな対応

○児童虐待防止対策の充実

現在実施しています。

要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催（年6回）、必要に応じてケース会議や定期的な家庭訪問を実施しています。

令和6年度までの取り組み

今後も継続して、子どもに関わるさまざまな機関や地域が連携して子ども虐待の早期発見、早期対応に取り組み、また、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

○ひとり親家庭等の自立支援の推進

現在実施しています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができることが必要となっています。

令和6年度までの取り組み

今後も継続して、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

○障がい児施策の充実等

現在実施しています。

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

令和6年度までの取り組み

今後も継続して、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。



第2期南知多町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日：令和2年3月 発行：南知多町 厚生部 福祉課
〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18 電話：(0569) 65-0711(代表)